

議第47号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

県営林における森林窃盗の損害賠償金に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

納入義務者および金額

番号	納入義務者	金 額	参 考
1		2,596,784 円に平成17年4月5日から納入の日までの日数に応じ、その納入すべき額に年5分の割合を乗じて得た額を加算した額、納入すべき日を超えて納入された損害賠償金に対する遅延損害金 3,289 円、訴訟費用19,000円 および執行費用18,406円	滋賀県大津市栗原地先の県営林における森林窃盗に係る損害賠償金、遅延損害金、訴訟費用および執行費用